

重要事項説明書

(かないわデイサービス上永谷)

1 事業所の概要

事業所名	かないわデイサービス上永谷		
所在地	横浜市港南区丸山台 3-22-2		
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	地域密着型通所介護	1473101929	
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	地域密着型通所介護	杉山 優介	045-349-2469
サービス提供地域	地域密着型通所介護	横浜市 戸塚区・港南区・磯子区・栄区	

2 事業所の職員体制等

(1 単位目)

職種	従事するサービス種類	人員
管理者	地域密着型通所介護	1名（常勤兼務1名）
生活相談員	地域密着型通所介護	2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）
事務担当職員	地域密着型通所介護	0名（常勤兼務0名、非常勤兼務0名）
サービス提供者	介護職員	
	(介護福祉士)	3名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名）
	(その他有資格者)	0名（常勤兼務0名、非常勤兼務0名）
	(無資格者)	0名（常勤兼務0名、非常勤兼務0名）
	機能訓練指導員	3名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名）

(2 単位目)

職種	従事するサービス種類	人員
管理者	地域密着型通所介護	1名（常勤兼務1名）
生活相談員	地域密着型通所介護	2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）
事務担当職員	地域密着型通所介護	0名（常勤兼務0名、非常勤兼務0名）
サービス提供者	介護職員	
	(介護福祉士)	3名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名）
	(その他有資格者)	0名（常勤兼務0名、非常勤兼務0名）
	(無資格者)	0名（常勤兼務0名、非常勤兼務0名）
	機能訓練指導員	3名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名）

(職務内容)

(1) 管理者

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業の従業者に法令を遵守させるため、必要な命令を行う。

(2) 生活相談員

利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整の補助、及び他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成の補助等を行う。

(3) 機能訓練指導員

機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導にあたる。

(4) 介護職員

地域密着型通所介護の業務にあたる。

3 サービス提供時間

サービス種類	平日・祝日・土曜日	日曜日	事務所営業時間
通所介護	【1 単位目】 9時00分～12時15分 【2 単位目】 13時45分～17時00分	サービス提供なし	8:30～17:30 日曜日・ 12月31日～1月3日は休業

4 サービスの内容、方針等

(1) 事業の目的

介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的として、ご利用者に健康チェック、機能回復訓練、日常生活上必要な世話などの地域密着型通所介護サービスを実施します。

(2) 運営方針

ご利用者の意思や人格を尊重し、ご利用者・ご家族の立場に立って明るく家庭的な雰囲気に努め介護サービスの提供を通じて地域や家庭との結びつきを重視した事業所運営を行います。

(3) 利用者定員

地域密着型通所介護の利用者定員は地域密着型通所介護と第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を合計して次のとおりとします。

1単位目 10名

2単位目 10名

5 利用者負担金

利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記、別紙のとおりです。

① 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の1割か2割か3割）

② 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）

その他

ア 交通費 交通費の請求はいたしません。

イ 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

A 自動口座引落（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします）

B 銀行振込（期日までに利用者の方がお振込み願います。手数料は利用者負担となります）

ウ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。
居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。）

6 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話） 045-349-2469
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用日の前々日までにご連絡ください。
- (3) キャンセル料は、請求いたしません。

7 非常災害対策

災害、非常時にはデイサービス職員の指示に従って下さい。

安全を確保した後、ご家族様に連絡いたします。

・防災設備 消火器、消火栓 ・防災訓練 年2回

8 緊急時の対応等

事業者は、サービス提供に際して利用者のがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

9 事故時の対応等

- (1) 事業者は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、その損害の賠償を迅速に行います。

10 個人情報の保護

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

11 相談窓口、苦情対応

- (1) 利用者は提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- (2) 苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- (3) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

当社お客様相談窓口

電話番号 045-349-2469

FAX番号 045-349-2469

対応時間 8:30 ~ 17:30 (日曜を除く) 担当: 杉山

(4) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

○ 市町村介護保険相談窓口: 利用者のお住まいの区役所・市役所となります。

港南区役所: 港南区港南中央通 10-1 高齢・障害支援課

介護保険担当 電話 045-847-8495 FAX 045-845-9809

対応時間 8:45~17:15 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

戸塚区役所: 戸塚区戸塚町 157-3 高齢・障害支援課

介護保険担当 電話 045-866-8452 FAX 045-881-1755

対応時間 8:45~17:15 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

栄区役所: 栄区桂町 303-19 高齢・障害支援課

介護保険担当 電話 045-894-8547 FAX 045-893-3083

対応時間 8:45~17:15 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

磯子区役所: 磯子区磯子 3-5-1 高齢・障害支援課

介護保険担当 電話 045-750-2494 FAX 045-750-2540

対応時間 8:45~17:15 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

横浜市役所: 中区本町 6-50-10 介護事業指導課

介護保険担当 電話 045-671-3461 FAX 045-550-3615

対応時間 8:45~17:15 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連): 西区楠木町 27-1

介護保険担当 電話 045-329-3447

対応時間 8:30~17:00 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

1.2 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	総括責任者: 杉山優介
-------------	-------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.3 当法人の概要

法人の名称	株式会社金岩ホリスティックオフィス
代表者名	代表取締役 金岩 伸明
所在地	横浜市港南区港南台 1-7-1
電話番号	045-353-8549
事業所数	1 事業所（令和6年12月現在）

1.4 その他運営について

(1) 従業者の質的向上を図るための研修

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ② 繼続研修 年2回

(2) 第三者評価

実施状況 なし